

議案第 39 号

交野市印鑑条例の一部を改正する条例について

交野市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 6 月 2 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 移動端末設備を用いて、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を実施するにつき、所要の改正を行いたいため。

交野市印鑑条例の一部を改正する条例案

交野市印鑑条例の一部を改正する条例

交野市印鑑条例（昭和50年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「第13条第1項」を「前条第1項」に、「個人番号カード」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。